川越市通訳及び翻訳ボランティア登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の国際化の推進及び外国籍市民の生活を支援する川 越市通訳及び翻訳ボランティア(以下「ボランティア」という。)登録の実施 にあたり必要な事項を定めるものとする。

(通訳及び翻訳ボランティアの業務)

- 第2条 通訳及び翻訳ボランティアが行う業務は、次のとおりとする。
 - (1) 外国籍市民相談における通訳
 - (2) 災害時における外国籍市民への支援に係る通訳及び翻訳
 - (3) 市の依頼により行う通訳及び翻訳 (ボランティアの資格)
- 第3条 ボランティアに登録することができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。
 - (1) 原則として市内に在住、在勤、又は在学する年齢18歳以上の者
 - (2) 外国語から日本語及び日本語から外国語へ通訳又は翻訳することができる者
 - (3) 無報酬で活動できる者
 - (4) 本制度の趣旨を理解できる者

(登録の方法)

- 第4条 ボランティア登録を希望する者は、「川越市通訳・翻訳ボランティア登録カード」(様式第1号)(以下「ボランティア登録カード」という。)を記入のうえ、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、ボランティア登録カードを受理したときには、当該ボランティア あて登録完了の通知をするものとする。

(登録内容の変更)

- 第5条 ボランティアは、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに「川越 市通訳・翻訳ボランティア登録変更申請書」(様式第2号)を市長に提出しな ければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときには、速やかに当該ボランティア登

録カードの登録内容を変更しなければならない。

(登録の取消)

- 第6条 ボランティアは、登録を取り消したい場合は、「川越市通訳・翻訳ボランティア登録取消申請書」(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに当該ボランティアの登録を取り消さなければならない。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、これ を職権で抹消することができる。
 - (1) 連絡がとれなくなったとき
 - (2) ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき (ボランティア登録カードの管理)
- 第7条 市長は、ボランティア登録カードを文化スポーツ部国際文化交流課長 (以下「管理者」という。) に管理させるものとする。
- 2 管理者は、ボランティア登録カードを川越市個人情報保護条例(平成16 年条例第19号)の定めるところに従い、管理しなければならない。
- 3 管理者は、定期的にボランティア登録の更新を行うものとする。(ボランティア登録カードの活用)
- 第8条 市は、第2条に掲げる業務を依頼するときにボランティア登録カード を活用するものとする。

(ボランティア登録カードの閲覧)

- 第9条 ボランティア登録カードの閲覧を希望する課所室の長(以下「担当課長等」という。)は、「川越市通訳・翻訳ボランティア登録カード利用申込書」 (様式第4号)を管理者に提出するものとする。
- 2 担当課長等は、当該閲覧によって得た情報をボランティアに業務を依頼する以外の目的に使用してはならない。

(ボランティアへの依頼)

- 第10条 担当課長等は、依頼するボランティアに直接連絡をし、業務について の説明、依頼を行うものとする。
- 2 ボランティアに業務を依頼する際には、「川越市通訳・翻訳ボランティア依頼書」(様式第5号)をボランティアあて交付するものとする。

(利用結果報告)

- 第11条 担当課長等は、依頼の有無にかかわらず、管理者に対し、「川越市通 訳・翻訳ボランティア利用結果報告書(様式第6号)を提出するものとする。 (守秘義務)
- 第12条 ボランティアは、個人のプライバシーを尊重し、業務上知りえた秘密 を他に漏らしてはならない。なお、ボランティア登録取消後も同様とする。 (依頼者等の責任)
- 第13条 ボランティアの通訳・翻訳により生じた、第三者への賠償責任については、依頼者が負うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成14年12月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。